

消費生活センターは 若者の消費者教育の推進をサポートします！

2022年4月1日から18歳で成年になります

改正民法が施行されると、18歳で法定代理人の同意なく契約をすることができるようになります(ただし、喫煙や飲酒、ギャンブル(競馬、競輪等)は他の法律により規制されており、これまでどおり20歳未満は禁止されています)。
 ⇒18歳で成年になると、未成年者契約の取消しをすることができなくなります。18歳、19歳の積極的な社会参加が求められると同時に、責任ある行動が求められます。



消費生活センター発行のリーフレットを消費者教育の授業や講座等でご活用ください。

中学生向け

高校生向け

高校生・大学生向け



詳しくはHPで検索

大阪府 若者向け消費生活

検索



QRコード

【お問い合わせ先】

大阪府府民文化部消費生活センター 事業グループ TEL: 06-6612-7500

2019年12月号

(毎月1回発行)



大阪府総務部統計課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)19階
 TEL: 06-6210-9195

統計課ホームページ: <http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/>

再生紙を使用しています。